

建設工事等の資金調達のためにご利用ください

前金払制度（工事・建設コンサルタント）

契約金額が100万円以上の建設工事・建設コンサルタントについて利用できます。

手続方法 申請書(2枚)・保証会社が発行する保証書(原本及び控え)・請求書(市様式1枚)を契約課窓口にて提出します。

* 申請書及び請求書は、本市ホームページからダウンロードできます。

中間前金払制度（工事）

当初の前払金に加え、さらに20%の中間前払金を受け取ることができます。

(工期の2分の1を経過し、出来高が50%を超えたときに利用できます。)

手続方法 詳しくは、本市ホームページをご覧ください。

* 平成20年12月から申請手続きを簡素化しました。

地域建設業経営強化融資制度（工事）

下請けセーフティネット債務保証事業に係る融資制度（工事）

工事請負代金債権の譲渡を活用して、債権譲渡先等から融資を受ける制度です。

債権譲渡先

- * 鹿児島県建設業協同組合に加入している方は、当組合へ債権を譲渡します。
- * 当組合へ未加入の方は、(株)建設総合サービス(保証会社が窓口)へ債権を譲渡します。

融資の範囲(またはのいずれかを選択します。)

出来高部分の融資

出来高部分に未完成部分を加えた範囲内の融資(ただし前払金を受けていることが条件)

詳しくはこちらまでお問い合わせください。

* 鹿児島県建設業協同組合連合会・・・・・・・・・・・・(099-256-4355)

* 西日本建設業保証株式会社<(株)建設総合サービスの窓口>(099-257-2722)

鹿児島市役所 財政部契約課工事契約係

(直通)099-216-1163

(代表)099-224-1111内線5330~5333